

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(文部科学省)

事業名	重要文化財等の災害復旧		担当部局庁	文化庁		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	伝統文化課、美術学芸課、記念物課、参事官(建造物担当)		伝統文化課長 淡屋治夫、美術学芸課長 栗原 祐司、記念物課長 矢野和彦、参事官(建造物担当) 村田健一
会計区分	一般会計		施策名	XII-2 文化財の保存及び活用の充実		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	文化財保護法第35条等		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民全体の財産である貴重な重要文化財等を確実に次世代に継承するため、東日本大震災により被害を受けた重要文化財等について所有者・管理団体等が行う修理等の事業に対して国庫補助を行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により被害を受けた重要文化財等について所有者・管理団体等が行う修理等の事業に対して国庫補助を行う。(補助率50%~85%)					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
	-	-	-	3,186	3,186	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
			23年度	(年度)		
	東日本大震災により被災した重要文化財等の災害復旧を行い、施設利用者の安全・安心な活動に資することを目的としており、成果目標等を数値で定量化することは困難。				復旧対象の重要文化財等数	129
単位当たりコスト	25百万円(円/件)		算出根拠	3次補正要求額 3,186百万円/ 補助対象件数 129件		
事業所管部局による点検						
項 目			内 容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			復興基本方針に定める「⑤文化・スポーツの振興(i)」「地域のたから」である文化財や歴史資料の修理・修復を進めるとともに、伝統行事や方言の再興等を支援する。」に沿った施策を実施するものである。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			東日本大震災により被害を受けた重要文化財等の所有者等は自身も被災者であり自力のみによる修理は困難であることから、国庫補助による事業実施を希望している。仮に、補助が行われず被災文化財が放置されれば、建造物の倒壊、美術工芸品の滅失など更に状態が悪化することから、早急に事業を実施する必要があり、優先度が高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			当該補助事業を実施することにより、貴重な国民の財産である重要文化財等の保存・継承が図られ、また他に類似事業等がないことから、効果的な事業といえる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			文化財の修理という特殊性に鑑み、文化財保存修理の専門家による積算や、過去の事例における実績等から費用対効果や効率性の検証を行い、事業規模等を算出している。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			本事業は、被災した重要文化財等の災害復旧を行うものであり、その所有者又は管理者に補助金を交付して実施することが適切である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			補助事業者が策定する事業計画等を文化庁が事前に審査を行い、当該計画に基づき計画的に事業が実施される。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			予算成立後は文化財保護法に基づく他の補助事業と同様の手続きにより実施する予定であり、速やかに着手可能である。また、補助事業者が事前に策定する事業計画等に基づき、文化財調査官及び文化財保存修理の専門家の指導・助言、監理等により適正な執行管理を行う。			